

裁判員になるということは、…… ④

裁判員制度が発足して一年を過ぎたが、判決としては、死刑判決はないようだが無期懲役判決はあったよう。

裁判員は、判決評議で苦悩したことを判決後の記者会見で聞き、さもありませんかと思っていました。

そうした折、新聞書評欄で、二人を殺害して服役中の無期懲役囚が「20数年の刑務所内での観察や聴き取りから、殺人を犯した者の大多数は犯行を悔いも反省もせず、更正は夢のまた夢と言い切る。」が目にとまり、では、裁判員の苦悩は何のためか？誰のためか？と思い、「死刑絶対肯定論～無期懲役囚の主張～」を購読した。

著者は、確信的犯行で数年おいて2人を殺害し、死刑が当然と思っていたが無期懲役の判決に驚き、今はLB級刑務所内で今も仮釈放の対象外の処遇を希望し、その措置を受けて服役している。

世間では、しょく罪の日々だろうと想像していると思うが、「そうした人は指折るぐらいの少人数」で、殆どが「犯行を悔いも反省もせず」、長期刑にも仮釈放の可能性があるが、更正への具体的思考は停止状態のままに、ただ仮釈放を望んでいるとか。

彼らは仮出所後の計画性や自らに向き合うことが苦手な自己中心的な思考パターンで、「仮出所できたら、どうするの？」の問いに「さあ～、なるようになるさ！」の答えに留まり、出所しても生活手段が乏しいだけに再犯率は5割を越えているという。

こうした同囚の実態を知る著者だけに、無期刑は意味がなく、猶予付き死刑を提言している。

つまり、人を殺めたなら被害者や遺族の人権のためにも死をもって報いるのが当然であり、死刑判決で自らの将来の死を具体的にイメージすることで被害者の死に具体的に向き合うことで心からの謝罪、反省の気持ちが生まれてくるので、真の謝罪・反省を年数をかけて確認し続け、真の更正の余地が観られたら、刑を猶予してもいいのではないかの考えから、猶予付き死刑を提言しているよう。

本書の中で、永山基準に代わる死刑基準の提言、謝罪・反省を促すプログラム、出所後の生活スキルを身に付けさせるプログラム、等々を具体的に提言している。

本書の最後で、裁判員に、法廷内での被告の更正への曖昧な可能性の言葉に惑わされることなく、被告の表情、仕草から心の内を観察するように！と強く求めている。

裁判員になるとは本当に大変なことだなあと、改めて思わされた。